

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和26年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月30日から同年8月1日まで

昭和26年4月9日に入社してから32年4月26日に退社するまで転勤で勤務する工場は変わったが、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された「退社簿（転勤含む）」によると、申立人は、昭和26年7月29日に転勤となっていることが確認できるものの、申立人及び申立人と異動時に行動を共にしていたとする複数の同僚が、「異動先のA社D工場で勤務を開始したのは、同年8月1日である。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和26年6月の社会保険事務所（当時）の記録から6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

香川厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月16日から同年4月1日まで

私がA社に継続して勤務していた期間のうち、同社B工場から同社C事業部に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D企業年金基金から提出された加入者台帳、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場から同社C事業部に申立人と同時期に異動したとする複数の同僚が、「昭和46年4月1日付けで異動したと思う。」旨供述している上、D企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格喪失届によると、同社B工場における資格喪失日は、当初、同年3月16日と記載されていたが、後に同年4月1日に訂正されていることが確認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和46年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、事業主が、申立人の資格喪失に係る届出を誤ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年11月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社に入社以来、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、同社B出張所から同社本社へ異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、A社の事業を承継しているC社D工場から提出された申立人に係る従業員名簿の辞令簿、及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、上記辞令簿には、申立人は、申立期間当時、「業務部」と記録されており、C社は、申立人の辞令簿に記録されている業務部について、本社にあった部署か、B出張所にあった部署かは不明である旨回答しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社B出張所は、昭和48年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降は、同社本社において被保険者資格を有するものと考えられることから、同社本社における資格取得日を同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和48年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで

C社D支店とA社の合併により、C社D支店からA社に転籍となった時期に係る私の厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間がある。申立期間の厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の複数の同僚が、「事業所の合併により、申立人を含むC社D支店の従業員全員が、A社に転籍となり、転籍となった従業員の勤務形態や業務内容に変更は無く、両社に継続して勤務していた。」と供述している上、A社において、総務部に在籍していた者は、「合併による転籍の場合、転籍前後において勤務が切れることは考えられない。」と供述している。

また、C社D支店からA社に転籍した複数の同僚が、「昭和40年3月に異動した。」旨供述しているところ、同社において、昭和40年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「C社から転籍してきた従業員は、私が社員寮に入寮した時には、既に、入寮し同社で勤務していた。」と供述している。

さらに、C社D支店からA社に転籍となった複数の同僚が、「申立期間当時、給与明細書は確認しており、厚生年金保険料は控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和40年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月21日から同年4月15日まで

C社D支店とA社の合併により、C社D支店からA社に転籍となった時期に係る私の厚生年金保険の被保険者期間に1か月の欠落期間がある。申立期間の厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の複数の同僚が、「事業所の合併により、申立人を含むC社D支店の従業員全員が、A社に転籍となり、転籍となった従業員の勤務形態や業務内容に変更は無く、両社に継続して勤務していた。」と供述している上、A社において、総務部に在籍していた者は、「合併による転籍の場合、転籍前後において勤務が切れることは考えられない。」と供述している。

また、C社D支店からA社に転籍した複数の同僚が、「昭和40年3月に異動した。」旨供述しているところ、同社において、昭和40年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「C社から転籍してきた従業員は、私が社員寮に入寮した時には、既に、入寮し同社で勤務していた。」と供述している。

さらに、C社D支店からA社に転籍となった複数の同僚が、「申立期間当時、給与明細書は確認しており、厚生年金保険料は控除されていたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和46年3月に入社し、平成25年1月末に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、A社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和47年3月13日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、A社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、D社（現在は、B社）に昭和47年3月13日に入社し、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、A社C工場からD社E工場に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録に空白があるので、申立期間を同保険の被保険者であった期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日にA社C工場からD社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の書類が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係

る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 491 (事案 226 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年6月まで
前回の申立てにおける判断後に、近所の人から同じ町内に同姓同名の人がいることを初めて聞き、10年以上前に身に覚えのない税金の請求書が3回ほど送られてきたことを思い出し、その人の記録と私の記録を間違えた可能性があるのではないかと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月頃に払い出されており、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらないこと、ii) 申立人が申立期間の保険料を一括納付したと主張する時期は、前述の国民年金手帳記号番号払出し前であり、特例納付が可能な時期でもなく、仮に、第3回目の特例納付時期に一括納付した場合であっても、申立人が主張する納付金額と特例納付した場合の納付金額とは大きく相違していることから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人は、前回の申立てにおける判断後に、近所の人から同じ町内に同姓同名の人がいることを初めて聞き、10年以上前に身に覚えのない税金の請求書が3回ほど送られてきたことを思い出し、その人の記録と間違えた可能性があるのではないかと主張しているところ、オンライン記録の氏名検索により判明した登録住所が申立人と同じ町内であり、申立人と同姓同名である者の記録を見ると、申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できない。

そのほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 13 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、申立人は、当該賞与に係る賞与明細表を所有していないこと、申立人に係る預金取引明細表において、当該賞与に係る取引履歴は見当たらないこと、及び申立人の住所地の市役所は、保存年限経過のため、申立人に係る課税資料を保管していないことから、申立人の賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、同僚は賞与額について、「私と同時期に入社し、同じ店舗に勤務していた同僚と私の賞与額は異なっていた。」と供述しているほか、複数の同僚の供述から判断すると、A社は、賞与の取扱いについて、勤務年数、役職等により、賞与額が区々であったことがうかがえる。

さらに、A社は、「申立期間において、申立人に賞与を支給しておらず、申立期間の賞与の支給実態が確認できる資料は既に廃棄している。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。